

チョイス Pay

1 選定後の流れ(準備)

- ① 市又は市委託事業者がふるさとチョイス管理サイト(以下、CMS といいます。)にて加盟店登録を行います。登録の後、加盟店用のID・パスワードをメール等で通知します。
- ② ①で通知された ID,パスワードを用いて加盟店様にてCMSにログインし、各加盟店専用QRコードを発行(印刷)(※)してください。
※市が発行(印刷)し、送付することもできます。
ご要望の場合は蒲郡市産業政策課へ連絡してください。
- ③ 印刷した QR コードをレジ付近に設置してください。

2 事業の流れ

寄附者が市に対して寄附の申し出を行ってから市が加盟店に対し費用をお支払いするまでの流れは次のとおりです。



- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通し本市チョイス Pay へ寄附申込
- ② 決済完了後、すぐに本市から寄附者へチョイス Pay(ポイント)を発行
- ③ 本市から寄附者に対し寄附金受領証明書等を送付
- ④ 寄附者が市内加盟店でのサービスの提供を受ける。
- ⑤ 寄附者が加盟店に対価の支払(決済)としてチョイス Pay を使用
- ⑥ 加盟店から月締めでチョイス Pay での利用額を、市委託事業者へ請求
※原則は不要です(市委託事業者が利用された金額を確認するため。)
- ⑦ 市委託事業者から加盟店様へ支払い
※詳細は「3 利用されたチョイス Pay(ポイント)の精算について」をご覧ください。

3 利用されたチョイス Pay(ポイント)の精算について

原則は月締めとさせていただきます、当該締め日の翌月末日までに指定された振込先口座にお支払いします。市委託事業者がCMSで利用額を確認しますので請求書は不要です。

ただし、毎月の精算とするのは、ひと月のご利用金額が3,000円以上である場合であって、ひと月のご利用金額が3,000円未満であれば、翌月に繰り越し、3,000円以上になった月の月末締め・締め日の翌月末日までのお支払いとさせていただきます。

※ 振込手数料は市が負担します。

※ 金額問わず繰り越す期間の限度は発生月より3か月とし、3か月目の月末締め・締め日の翌月末日までのお支払いとします。

※ 加盟店側の決算月等の都合により、支払いを翌月に繰り越すことが困難な場合は個別対応可能とします。

4 留意事項

- (1) CMS を利用するため、パソコン、スマートフォン又はタブレット端末及び通信環境が必要です。
- (2) QRコードでの決済となるため、寄附者(利用客)がアプリに入力する内容(利用されたポイント)を確認していただく必要があります。
- (3) QRコード決済時、入力誤り等が生じた場合は、CMSから取り消しをしていただき、再度ポイントの利用をしていただく必要があります。
- (4) 利用されたポイントの精算が翌月以降となるため、サービス等の提供からその対価となる金銭の受け取りまで一定の期間が生じます。
- (5) ポータルサイト「ふるさとチョイス」の「チョイス Pay」アプリ等への加盟店の掲載順については、市が決定します。

5 その他

(1)チョイス Pay(ポイント)の発行について

ア 種類(1ポイント=1円、寄附金額の3割以内)

寄附額(円)	チョイス Pay(ポイント)
5,000	1,500
10,000	3,000
100,000	30,000

イ 有効期間 発行日から **2** 年間

(2)市委託事業者

株式会社クロッセンメディア

〒443-0038 蒲郡市拾石町浅岡1-29

電 話 0533-68-8882

メール furusato.gamagori@crossen.jp